

第 8 回中小企業の活力向上に関するワーキンググループ 議事概要

日時：令和 7 年 6 月 23 日（月）14:00～14:20

場所：官邸 2 階小ホール

【議事概要】

○山下中小企業庁長官

本日の議題は、価格転嫁・取引適正化に係る業界要請、損保業界と自動車整備業界における取組、下請法改正の 3 つである。

前回WGでの青木官房副長官からの指示は、今年 1 月の「中小企業を応援する車座」での石破総理のご指示を受けてのものであった。

副長官からのご指示事項は、まず所管業界に対し、

- ① 下請法違反が無いかの自主点検
- ② 法改正の周知と、施行前からの自主的な対応
- ③ 商慣習の見直し
- ④ 「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界による、価格転嫁と、情報発信
- ⑤ 自主行動計画の策定や遵守
- ⑥ 労務費指針の遵守徹底

これらを、要請すること。

また、各省庁に対して

- ⑦ 下請法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札停止の検討
- ⑧ 各事業所管大臣から指導・助言に向けた体制整備

について指示をいただいた。

10 省庁から、対面で 27 団体へ、文書も含めると 1,782 団体に要請がなされた。

○警察庁 檜垣生活安全局長

本年 3 月に一般社団法人全国警備業協会に対して文書で要請を行った。同協会から、約 7,100 社の会員企業等への周知が行われた。また、警察が所管する 37 の業界団体に対しても文書にて要請を行った。

また、今月開催された全国警備業協会の定時総会において、警察庁長官が改めて、同協会の役員及び各都道府県警備業協会の会長らに対して、業界全体での要請項目の徹底を、対面にて要請した。

今後は、自主行動計画の進捗状況や受注時の各取引段階における労務費指針に沿った対応状況等について、フォローアップ調査を行い、その結果を踏まえ、同協会と連携の上、自主行動計画の改定等を行う予定である。

○金融庁 伊藤監督局長

金融庁では、金融関連の 25 団体に対し、

- ① 下請法違反がないかの自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出制度」の活用
 - ② 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信
 - ③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底などについて要請を行った。
- 引き続き、金融業界の価格転嫁・取引適正化に向けた取組をフォローしていく。

○総務省 金澤大臣官房企画課長

【通信業界について】

3 月 10 日に総務大臣名の要請文書を手交すると共に、阿達総務副大臣から各通信事業者に対し、対面で要請を実施。各通信事業者からは、価格転嫁・取引適正化対策をしっかりと進める旨の発言があった。

【郵便事業について】

3 月 27 日に阿達総務副大臣から日本郵便株式会社に対し、下請法の遵守の徹底などについて要請すると共に、総務大臣名の要請文書を手交した。日本郵便からは、「コミュニケーション促進月間」を設定し、協力会社と協議を実施しており、要請も踏まえ、今後も価格交渉・交渉状況の実態把握などに努めていく旨の発言があった。

○総務省 赤阪大臣官房審議官

【放送コンテンツ分野について】

本年 3 月 28 日に、青木副長官から指示のあった 6 項目について、阿達総務副大臣から、放送事業者 4 団体に対して、直接要請をした。

放送コンテンツの製作取引は、番組製作会社からフリーランスまで多様な方々が関わる「多重下請け構造」であることが多く、サプライチェーンの頂点の立場にある放送事業者として一歩踏み込んだ対応をとっていただくよう要請した。

放送事業者側からは、「外部制作会社は、良質なコンテンツを製作するための重要なパートナーという認識であり、今回の要請をしっかりと受け止め、各団体において取組を継続したい」との発言があった。

○農林水産省 宮浦大臣官房総括審議官

本年 2 月 19 日に、江藤大臣から食品業界に対して、価格転嫁と取引適正化に関する一層の取組を要請した。

出席した企業は、サプライチェーンの頂点となるような企業の方々であった。「食料安全保障のためにも重要である」「併せて付加価値の向上にも取り組んでいく必要がある」とのコメントが見られた。

農林水産省としては、通常国会で可決された食料システム法に基づき、コスト割れの抑止と付加価値向上や生産性向上を促していく。持続性のある業界構造となるように引き続き取り組んでいきたい。

○経済産業省 伊吹製造産業局長

4月8日に武藤大臣より、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会に取引適正化に向けた6項目を要請した。その際、前回のワーキンググループで紹介した、Tier2より先の取引先も参加できる、サプライチェーン全体での取引適正化に向けたセミナーを継続実施してもらうことに加えて、改善すべき商習慣として、型取引の適正化、約束手形等支払条件の改善、警備やビルメンテナンスなど間接部門の契約適正化についても取り上げ、併せて要請をした。

両工業会等からは、今回の要請を真摯に受け止めるとともに、現在取り組んでいる、「中小企業の賃上げ」の鍵となる「価格転嫁の徹底」に向けた様々な取り組みについて説明を受けた。

同様に、日本産業機械工業会、日本バルブ工業会、日本建材・住宅設備産業協会、情報サービス産業協会、電子情報技術産業協会、流通業界に対して、それぞれの業界の課題を具体的に指摘し、改善を求めると共に間接経費の契約適正化も要請をいただいている。

引き続き、価格転嫁や取引適正化に努めていく。

○国土交通省 塩見総合政策局長

国土交通省では、建設、住宅、運輸、そして観光など、幅広い業界に対して取引適正化の要請を行った。特に価格転嫁や取引適正化を促進しなければならない業種がいくつかある、

【建設業】

総理との車座の場を活用して要請を行った。建設業界の方からは、「現場の技能労働者に労務費が行き渡るように取り組みたい」との回答があった。

【トラック業】

業界団体の会長等を招き、大臣から要請を行った。業界からは、「現場のドライバーに適切な賃金が払えるように取り組みたい」との回答があった。

【住宅産業】

業界団体の会長等が集う場を活用し、担当局長から直接要請を行った。引き続き、業界と連携しながら、価格転嫁・取引適正化を進めていく。

○金融庁 伊藤監督局長

金融庁では、金融関連の25団体に対し、

- ・下請法違反がないかの自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出制度」の活用
 - ・最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信
 - ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底
- などについて要請を行った。

引き続き、金融業界の価格転嫁・取引適正化に向けた取組をフォローしていく。

○国税庁 小宮次長

国税庁では、酒類業界団体と協力し、酒類業界における価格転嫁・取引適正化対策に取り組んでいるところ。

昨年末には、酒類業界団体が作成している自主行動計画に

- ・労務費等のコスト増に応じ、柔軟な価格改定を行うこと
- ・パートナーシップ構築宣言の実施を推進すること

- ・約束手形の支払期限を 60 日以内とすること

といった点を明記し、継続的な業界への呼びかけを実施している。

本年 3 月には、前回の指示事項を踏まえた要請文を酒類業中央団体連絡協議会宛てに発出し、価格転嫁・取引適正化の周知徹底を図っている。

また、先般、パートナーシップ構築宣言について、酒類業界へ広く周知するとともに、業界団体の役員企業における宣言拡大について呼び掛けを行った。

国税庁では、有意義な結果が得られるように、引き続き酒類業界・関係省庁とも連携しながら価格転嫁・取引適正化に取り組んでいく。

○文部科学省 橋爪大臣官房審議官

文部科学省においては、私立学校等で構成される団体に対して価格転嫁の要請を行った。

具体的には、全私学連合及び全国専修学校各種学校総連合会に対し、改正された下請代金支払遅延等防止法等の趣旨に基づき、価格転嫁や取引適正化対策について適切に対応するよう要請を行った。

○厚生労働省 河野政策立案総括審議官

厚生労働省では、所管するビルメンテナンス業及び医薬品製造業に対し、価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について、大臣名での文書発出を行うとともに、ビルメンテナンス業については、業界に対して対面での要請を行った。

そのほか、「労務費の価格転嫁指針」を周知した団体を始めとする 142 の所管団体に対しても、取引適正化・価格転嫁の取組について要請を行った。

引き続き、下請法の改正内容も周知しながら、サプライチェーンの隅々まで取引適正化・価格転嫁の流れが普及するよう、関係団体とも協力して取り組んでいく。

○環境省 角倉次長

環境省は一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、動物取扱業を所管している。

令和 7 年 4 月に、これら 3 業種 16 団体に対して、環境大臣から「価格転嫁・取引適正化について」と題した要請文を発出し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底等について要請した。加えて、各業所管課長からも当該要請文の内容について、より詳細な通知を発出した。

また、省としても業界を取り巻く状況を踏まえた具体的な取組みを進めている。例えば、市町村が発注者となる一般廃棄物処理業について、価格交渉に関する指針等を踏まえ対応することを求める通知を発出しており、通知を発出した後も、機会をとらえて、指針の趣旨について周知徹底するとともに、指針等を踏まえ必要な措置の実施に努めることを求めている。現在、通知を踏まえた市町村の対応についてフォローアップ調査を実施中であり、調査結果も踏まえ、引き続き取組みを進めていく。

環境省としては、現場の声に真摯に耳を傾け、それぞれの業界の特性を踏まえながら、中小企業・小規模事業者の価格転嫁や取引適正化に努めていく。

○中小企業庁 山下長官

議題 2 について説明をお願いしたい。

○金融庁 伊藤監督局長

自動車事故において、保険を使用して修理を行う場合には、原状回復に必要な費用が保険金として支払われる。この時、自動車ユーザーが修理工場へ修理の依頼をするが、修理費用の検証には専門的な知見が必要なため、損害保険会社が修理工場と直接交渉することが一般的である。

こうしたなか、修理工場からは「損害保険会社が単価を一方的に決めている」「低い単価を押し付けられている」との声が寄せられていた。金融庁としては、損害保険会社と修理工場との間における直接的な価格交渉を促進すべく、修理工場へのアンケートによる工賃単価に関する実態調査の結果を公表した。損害保険会社に対して、修理工場への丁寧な対話等の要請を行い、関係省庁と連携して、要請を踏まえた損害保険会社の取組状況のフォローアップにも取り組んでいる。

また、日本損害保険協会においても、会員である損害保険会社に対し修理工場との丁寧な説明を促すガイドラインを作成、公表している。大手損害保険会社においては、工賃単価が、前年度比で2023年度は平均2.7%アップ、2024年度は平均5%アップ、今年度は多くが8%以上アップと、人件費上昇分を考慮した算出がなされている。損害保険会社と修理工場との間の適切な価格交渉において、人件費や原材料価格等のコストの上昇について、必要な価格転嫁が実現されることは重要である。引き続き関係省庁や業界とも連携しながら、適正な価格交渉を促していきたい。

○国土交通省 塩見総合政策局長

損害保険に入っている自動車ユーザーの方が、事故により自動車を修理しようとする場合、車体整備事業者との価格交渉は、損害保険会社が行うことが多い。その損保会社と自動車車体の整備業者との価格交渉において、「労務費や原材料価格などが適切に転嫁できていない」という声が車体整備事業者側から寄せられている。

こうした声を踏まえて、国土交通省では昨年7月、情報提供窓口を設置した。価格交渉の実態を把握し、金融庁等を通じて損保会社との対話を行ってきた。

また、今年3月には、整備事業者向けの指針も策定。見積を損保会社の指値ではなく、自社で責任をもってやっていくことや、標準様式を用いて費用を適切に請求することなどを呼び掛けた。

さらに、価格決定の際に用いられてきた「標準的な作業時間」が、実態に合っていないという声を受け、今年度から、国土交通省が第三者的立場から「実際の作業時間」を調査することになっている。

業界団体も取組を行っている。価格交渉の適正化のために、中小企業等協同組合法に基づき、大手の損保会社との間で団体協約を結んだ。

この協約により、協約で定めた単価を下回る単価で契約した場合であっても、協約に定める単価によって契約したものとみなされるため、損保会社と結ぶ契約単価に下限が設けられたことになる。

引き続き、金融庁など関係省庁とも連携し、価格交渉の実態や課題等を把握、取引の適正化等を促進していきたい。

○中小企業庁 山下長官

議題3について説明をお願いしたい。

○公正取引委員会 向井官房審議官（取引適正化担当）

下請法の改正法は、先月 5 月 16 日に成立した。法律名は、今後、中小受託取引適正化法、略して取適法となる。

詳細は資料を御覧いただければと思うが、取適法では、「親事業者」、「下請事業者」といった用語を改めるほか、コスト上昇局面においても適切な価格転嫁が行われるよう、協議を適切に行わない一方的な代金額の決定を新たに禁止行為として追加している。また、事業所管省庁とも連携して「面的な執行」を行うべく、事業所管省庁の主務大臣に対して、指導・助言権限を付与することとしている。

とりわけ、面的な執行については、我が国全体で取引適正化の波をあらゆる業界の隅々にまで広げていくために、各業界の実態に精通している事業所管省庁との連携が必要不可欠である。

改正法の施行期日は、国会の審議を経て、来年の春季労使交渉に間に合わせるべく「令和 8 年 1 月 1 日」と規定されている。事業所管省庁の皆様には御協力いただくために、公正取引委員会としてもできる限りのことをしていきたい。

○山下中小企業庁長官

内閣府 木村政策統括官から、説明をお願いしたい。

○内閣府 木村政策統括官

内閣府は、価格転嫁・取引適正化を進めるため、中小企業庁と連携し、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組んでいる。

本年 2 月の「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」では、自主行動計画を策定する業界団体の役員企業による宣言を拡大するため、青木副長官から、各事業所管省庁から働きかけを行うようご指示をいただいた。

現時点における業界団体ごとの宣言の状況は、資料 5—1 のとおり。今後は、各事業所管省庁に対して、役員企業について、宣言率を更に高めるとともに、特に、大企業の役員企業については、できるだけ、全ての企業に宣言を行っていただく方向で、働きかけを強化するよう、お願いしたい。本件は、適時にフォローアップを行い、次回の本会議又はパートナーシップ構築推進会議において、その結果を報告したいと考えている。

宣言率の目標設定の在り方については、各業界の特性等を踏まえ、引き続き検討していく。関係省庁におかれては、引き続き、宣言拡大に向けたお力添えをお願いしたい。

○中小企業庁 山下長官

最後に、青木内閣官房副長官から、ご発言を頂戴したい。

○青木内閣官房副長官

本日のワーキング・グループは、1 月の「総理と中小企業との車座対話」における石破総理のご発言を受け、前回のワーキング・グループで私から関係省庁へ指示した取引適正化に関する事項について、各省庁の取組状況の報告を受けた。

その中では、損保業界と自動車整備業界のように、複数の所管省庁と業界とが連携し、ガイドラインの作成や団体協約により、価格転嫁を後押しする事例や、自動車業界のように、サプライチェーンの深い層まで参加できるセミナーを行う事例など、先進的な取組についての報告もあった。

私自身、4月に中小企業を訪問し、商品開発やこれに伴う設備投資など意欲的な取組を視察させていただくとともに、賃上げなど人材確保の取組みや、価格転嫁・取引適正化について、現状や課題をお聞きした。

「労務費の価格転嫁が、なかなか認められない」との率直な御声を伺い、価格転嫁・取引適正化の取組みを全国の中小企業の皆様に実感していただけるようにするため、一層加速していかなければならないと、決意を新たにした。

また、5月には、改正下請法も成立し、来年1月から、「中小受託取引適正化法」いわゆる「取適法」と、「受託中小企業振興法」いわゆる「振興法」が施行される。サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を、新たな商慣習として定着させていく環境が整いつつある。

これを機に、各省庁におかれては、以下の5点について、対応をお願いしたい。詳細は配布している別紙のとおりだが、要点を申し上げたい。

- ① 各省庁は、それぞれ業界に要請した内容の取組状況のフォローアップを行っていただきたい。特に、先進的な事例も参考に、価格転嫁を阻害する商慣習を具体的に洗い出し、対応方針等を策定いただきたい。警備やビルメンテナンス、広告など間接経費についても、価格交渉の対象とするか検討すること、についての対応をお願いする。9月頃にその取り組み状況を調査したい。
- ② 来年1月の取適法及び振興法の施行に向けて、改めて業界や自治体に、改正法を周知・徹底し、年内を目途に、法改正を踏まえ各業界の自主行動計画や、取引適正化ガイドラインの見直しを行うよう、要請してほしい。
- ③ 取適法に基づく、各省庁が連携した執行に向けて、マニュアルや体制の整備、連絡会議の開催など、万全の準備を行ってほしい。
- ④ 米国の関税措置に関して、5月の総合対策本部において、武藤経済産業大臣から、プッシュ型での訪問などを通じて、今後の価格交渉への影響や発注減への不安の声が聞こえてくる旨、報告があった。中小企業への負担のしわ寄せが行われるなど取引適正化の取組みが阻害されることがないように、所管業界の取引実態を注視していただきたい。
- ⑤ 前回指示した「下請法の勧告を受けた事業者に対する、補助金や入札参加の停止措置」について、引き続き検討を進めていただきたい。

これらについては、12月を目途に開催する、次回のワーキング・グループで、その結果を確認したい。

石破政権が掲げる、「賃上げを起点とした成長型経済」の実現には、中小企業の賃上げが極めて重要である。その鍵は、現在、皆さんが取り組んでいる、価格転嫁・取引適正化の取組であり、引き続き、関係省庁が一丸となって取り組んで下さるよう、よろしくお願いを申し上げたい。

以上